

丹波篠山市民の日

地域振興課 ☎552-5112

市民の力で丹波篠山市を盛り上げよう！

丹波篠山市では、市制施行以降、初めて住民投票が成立した11月18日を「丹波篠山市民の日」と定めています。11月18日は、市民自らの手でまちの重要な方向性を決定した記念すべき日です。

そこで、改めて市民の声や市民参画を大切に、市民

中心のまちづくりを進めていくことを、市民の皆さんと思い起こし、行動していくことがまちづくりの基本であると考えています。市民とともに確かな歩みを始めたこの記念すべき日に、丹波篠山市民の日記念イベントを実施します。

11月18日(金) 14:00～15:30 丹波篠山市民センター

丹波篠山神楽社中



フラスタジオ (ゆうこ)



一般社団法人
みずほの家
(ちめいど：雄介)



丹波篠山市交通安全対策会議委員 募集

市民安全課 ☎552-1117

内容

交通安全計画の作成やその実施の推進、市内の陸上交通の安全に関する施策の企画を審議し、その施策の実施を推進します(年2回程度)。

対象者

市内に在住、在勤、または在学している方で18歳以上の方(4月1日現在)

謝金 1日4,000円

任期 12月から5年間

定員 2人

期限 11月18日(金) 17:00

応募方法

申込書を上記担当課に郵送、メール、FAX、または持参で提出

申込書記置場所

本庁舎、各支所および市ホームページに掲載

提出先

郵送 〒669-2397 丹波篠山市北新町41市民安全課宛
メール simin_anzen_div@city.sasayama.hyogo.jp
FAX 554-2332

防火ポスターコンクールの受賞作品が決定しました

消防署警防課 ☎594-1119

消防本部では幼少年の防火教育を目的とし、市内の幼稚園児および小・中学生を対象に防火ポスターコンクールを毎年開催しています。9月28日に審査を行い157の力作の中から次のとおり受賞作品が決定しました。

防火安全協会長賞



岩瀬太基 (大山小2年)

消防長賞



元木凜乃 (味間小5年)

市長賞



中林瑠愛 (篠山中2年)

受賞作品の展示

とき
11月9日(水)～16日(水)

ところ
中央図書館

- 入賞**
- 奥村日向子 (たまみず幼稚園)
 - 西山侑里 (城東小1年)
 - 岩崎桃花 (味間小2年)
 - 池本翔 (城東小3年)
 - 部矢環 (大山小4年)
 - 團野健心 (大山小5年)
 - 植村琉那 (城東小6年)
 - 郷美花 (篠山東中1年)
 - 山取樹 (篠山東中2年)
 - 山本奏太 (篠山東中3年)
- 優秀賞**
- 有村優翔 (たまみず幼稚園)
 - 西井穂里 (多紀小1年)
 - 田淵日咲 (西紀南小3年)
 - 森田有津生 (味間小4年)
 - 西澤希香 (大山小6年)
 - 堀菜月 (篠山東中1年)
 - 山下奏乃 (篠山東中3年)

秋の火災予防運動が始まります

消防本部予防課 ☎594-1118

11月9日(水)～15日(火) 令和4年度全国統一防火標語

「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

■火災死者の半数以上は住宅で発生

全国の令和3年中の火災による総死者数は、1,400人でした。住宅火災における死者は913人で、全体の65%です。住宅火災で亡くなった理由は、病気や体が不自由なことによるものと、熟睡していたなどの「逃げ遅れ」が半数を占めています。逃げ遅れを減らすために「住宅用火災警報器」を正しく設置しましょう。

■消火器を設置しましょう

消火器は初期消火の道具として最も一般的で身近なものです。火災から大切な「いのち」や「もの」を守るためにも、火を使う場所や、各家庭への消火器の設置をお願いします。

■住宅用火災警報器の設置、点検をしましょう

・住宅用火災警報器

火災の発生を警報音や音声で住宅内の人に知らせるものです。寝室などに設置することが条例で義務付けられています。

・警報器の作動確認

住宅用火災警報器の電池は、約10年が寿命とされています。警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に行ってください。

・故障か電池切れか分からない時

取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。警報器が10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることがあるため、本体の交換をお勧めします。

日=とき、場=ところ、内=内容、講=講師、対=対象、定=定員、¥=参加費、期=申込期限・期間、申=申し込み方法、問=問い合わせ、HP=ホームページ

過疎地域持続的発展計画を策定しました

創造都市課 ☎552-5106

令和4年4月1日付けで「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき「旧篠山町地域」が「過疎地域(一部過疎)」に指定されました。このため、法に基づき旧篠山町地域を対象とする「丹波篠山市過疎地域持続的発展計画」(以下「過疎計画」という。)を策定しました。

■計画期間 令和4年度から令和7年度までの4年間

■過疎地域の課題把握

「過疎地域のまちづくりを考える会」や、過疎地域の小学校PTAからの意見として多かったもの

- ①住まい・空き家 ②小規模農家・兼業農家 ③移動手段 ④東の玄関口 ⑤関係人口
- ⑥伝統文化(祭)やコミュニティ ⑦テレワーク ⑧歩みを止めない(取り組みを継続する)

基本方針 「にぎやかでワクワクする農村をつくり、丹波篠山市を未来につなぐ」

今、住んでいる人たちが地域の課題と本方針を共有し合いながら、農を中心にワクワク・イキイキと暮らし、移住者や出身者、そして都市住民と良好に交流することで集落や地域、伝統文化などを持続的に発展させます。



基本目標

令和4年から令和7年までの4年間の「人口の社会減」の平均値を△85人未満

(令和7年国勢調査の旧篠山町の人口が、国立社会保障・人口問題研究所による令和7年の将来人口推計値3万7,431人から算出した1万6,152人を上回る計算)

市総合計画や過疎計画等に基づくさまざまな施策に取り組み、目標達成をめざします。

【計画達成状況の評価】

過疎計画に基づく施策は、地方創生総合戦略を兼ねた市総合計画の取り組みとも合致するため、「丹波篠山市総合計画審議会」において、人口の推移や過疎対策事業の検証を行います。なお、地区ごとに市の取り組みなどを説明する機会を通じて、過疎関連施策の進捗を報告するとともに、それに対する意見をお聞きします。

■市が過疎計画に基づき実施する施策

- ①移住・定住・地域間交流の促進
- ②人材育成
- ③産業の振興
- ④地域における情報化
- ⑤交通施設の整備、交通手段の確保
- ⑥生活環境の整備
- ⑦子育て環境の確保、高齢者などの保健及び福祉の向上および増進
- ⑧医療の確保
- ⑨集落の整備
- ⑩地域文化の振興など
- ⑪再生可能エネルギーの利用の推進
- ⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項・地域間交流の促進

■過疎地域を対象とした税制措置など

該当事業者	対象事項	優遇措置
製造業	機械・装置、建物・附属設備、構築物の 新增設など	固定資産税などの 税の優遇
旅館業		
情報サービス業など		
農林水産物等販売業		

※詳細については、創造都市課にご相談ください。



市内小・中・特別支援学校に音声メッセージ電話を導入します

学校教育課 ☎552-5653

学校教職員の働き方改革を推進するため、令和4年度11月から市内全ての小・中・特別支援学校で、早朝や夜間、休日などの学校業務時間外の電話対応について、音声メッセージ電話の運用を開始します。

目的

国をあげての働き方改革が進められており、学校においても、業務の明確化・適正化、必要な環境整備など、教職員の長時間勤務解消に向けた取り組みを実施していくこととされています。

丹波篠山市の教職員の「働き方改革」は、子ども一人ひとりに対する教育の質の維持・向上、教職員一人ひとりの能力向上を目的とし、全ての教職員が「ワーク・ライフ・バランス」を確立できる環境を整えたいと考えています。

運用開始 11月1日(火)

音声メッセージ電話による応答時間



1. 平日
長期休業期間(春季・夏季・冬季)中の平日
-----> 勤務終了後から翌朝までの学校の設定した時間
2. 休日(土・日・祝日)
年末年始(12月29日～翌年1月3日)
夏季休業期間中の学校閉庁日(8月10日～15日まで)
振替休業日
-----> 終日

※音声メッセージ電話の運用時間は、台風などの災害時、学校行事や教職員の研修会、「ノー部活デー」の実施などにより、変更することがあります。

※音声メッセージ電話には録音機能がありませんので、学校の業務時間内におかけ直しをお願いします。学校教職員の勤務時間は原則として8:00から16:30までです。

早朝や夜間、休日などの業務時間外における教職員の負担を軽減し、授業準備など児童生徒のための時間を確保するため、ご理解とご協力をお願いします。



薪ストーブ等設置補助金 追加募集

農村環境課 ☎552-5013

薪や木質ペレットなどの木質バイオマスを燃料とするストーブの設置費用を補助します。

受付期間

11月1日(火)～令和5年1月31日(火)
※設置前申請による先着順。既に設置されているものは対象になりません。
※期間中であっても予算の上限額に達した場合は、受け付けを締め切らせていただきます。

対象者

市に住民票があり、市税滞納がない個人・自治会・市内事業者など

対象設備

本体価格10万円以上で建物内に据え置いて使用するもの(中古・リースのぞく)

補助額

上限15万円
※申請方法、必要書類などは市ホームページをご確認ください。



日=とき、場=ところ、内=内容、講=講師、対=対象、定=定員、¥=参加費、期=申込期限・期間、申=申し込み方法、問=問い合わせ、HP=ホームページ